

第 104 回日本精神神経学会総会

シンポジウム

## 精神障害者の権利保障と差別禁止をめぐって ——国際的動向と日本——

コーディネーター 岡崎 伸郎, 吉住 昭

「障害のある人の権利保障」そして「あらゆる社会的場面での差別禁止と完全参加の実現」ということが叫ばれてすでに久しい。2004年の障害者基本法改正で、罰則のない理念法に留まるものの差別禁止規定が初めて盛り込まれるなど、障害者の完全な社会参加に向けた制度整備は、僅かずつではあるが進みつつある。しかしながら、特に精神障害者とその家族を取り巻く社会的・経済的状况は依然として厳しいものがあり、差別的な現実が多く残されている。他の障害と比較した精神障害領域における後進性は、今なお根深いと言えよう。

一方、国際社会に目を転じると、2006年12月の国連総会において、包括的・総合的な国際条約である Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害のある人の権利に関する条約) が全会一致で採択され、加盟各国が持ち帰って批准を検討するという段階に入った。これを受けて日本政府は2007年9月、同条約に署名している。ただし「署名」というのは、同条約を将来批准する方向で前向きに検討するという意思表示の段階であって、「批准」のためには国会での議決が必要となる。詳細は各シンポジストの論述に譲るが、国際条約というのは、憲法には優位しないが国内各法の上位という位置づけである。つまり条約を批准するにあたっては、関連する国内

各法、政令、条例などを見直した上で、必要なら改正し、さらに必要ならば新たに立法しなければならないということである。

そしてこの条約は、批准国が20ヶ国を超えた時点で国際条約として発効することになっていたが、まさに本シンポジウムが行われる直前にこの条件を満たし、2008年5月3日をもって発効した。

それでは日本はすぐにでも条約を批准しないのか。表立ってはいないが、関係省庁内では目下検討が進められているはずである。ところが日本の諸制度を公平に見ていくと、抜本的に関連各法を見直さなければ胸を張ってこの条約を批准できないのではないかと、端的に言えば現行法のあちこちが条約に抵触するのではないかという議論が、当事者団体や障害福祉関係者の間で高まっているのである。

具体的には、障害者基本法、障害者自立支援法、障害者雇用促進法、成年後見制度、種々の欠格条項、そしてわれわれに最も関係の深い精神保健福祉法、なかでも強制入院を規定した部分や保護者制度などが、すべて問題になり得る。

しかしながら、こうした重大な局面にあることについて、会員ないし精神科医の多くは未だ不案内と思われる。そこで本シンポジウムは、障害者権利条約とはどのようなもので、何がどのように

謳われているのか、それに照らして日本の諸制度はどのような課題を抱えているのか、といったことについて会員の認識を深める端緒とすべく企画された。

シンポジストとして、この問題を語るにふさわしい4人の方が登壇した。

一人目は、法政大学現代福祉学部教授の松井亮輔氏である。氏は障害者職業リハビリテーションの第一人者であり、日本障害者リハビリテーション協会副会長などを務め、今回の条約制定の動きの中でも、アジア地域のリーダーとして活躍されている。

二人目は、精神科医で前参議院議員の朝日俊弘氏である。氏は長く民主党の保健医療福祉政策のブレーンとして活躍され、2007年7月の参議院内閣委員会において、条約の批准に向けて国内の制度全般について早急に見直しをするよう政府に要請する決議が採択された際にも、主導的役割を果たした。

三人目は、東京アドボカシー法律事務所の弁護士池原毅和氏である。日弁連の刑事法制委員会副委員長も務める氏は、社会保障審議会障害者部会精神障害分会の委員も歴任され、精神障害者の権利擁護問題に造詣の深い法律家として本学会でもお馴染みである。

四人目は、精神障害当事者運動の指導者関口明彦氏である。氏は龍眼（りゅうがん）のペンネームでも知られ、障害者自立支援法や医療観察法などに対して鋭い論陣を張り、今回の条約制定の動きにおいても、精神障害当事者の立場からのオピニオンリーダーとして活躍されている。

シンポジウムを通じて浮かび上がった課題は多い。いくつかのポイントを挙げておく。

条約第12条では、障害の有無にかかわらず平等な法的能力を享有することが謳われているが、これは法的無能力の概念を前提とする日本の成年後見制度や精神保健福祉法の保護者制度を根底から揺さぶる可能性がある。

第17条では、個人のインテグリティ（不可侵性）の保護が謳われているが、これをラジカルに解釈すれば、ほとんどの法治国家に存在する精神科の強制入院制度の妥当性が問われる。

第19条では、障害の有無にかかわらず自立（自律）した生活及び地域社会へのインクルージョンが保障されると謳われ、具体的には、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の生活様式を強いられないこと、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス・居住サービス等にアクセスすることが確保されなければならないとされているが、これはいわゆる社会的入院問題が丸ごと問われる部分である。

また条約のいたるところで（行政や社会の側が）「合理的配慮」をしなければならないと繰り返している。合理的配慮とは「必要かつ適切な変更及び調整であって、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう」とされているが、これをどのレベルで受け止めるかということも、重要なポイントであろう。

さて、こうしたなかで拙速な批准を目指すならば、現行制度の問題点の多くに目をつぶることになる。この際、日本の障害者福祉制度を根本から考え直す好機と捉え、本格的な障害者差別禁止法の制定も含め、じっくりと議論を成熟させることが求められている。